

## 2. 謹告（2）行政処分～措置命令

お詫ごい知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第六条の規定に基づく消費者庁の措置命令（平成〇〇年〇〇月〇〇日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、弊社が供給する「〇〇〇〇〇」及び「スーパー〇〇〇〇〇」(以下、これらを併せて本件商品と申します。)を販売するにあたり、平成〇〇年〇〇月〇〇日より平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間、弊社ウェブサイトおよびインターネット広告において、「〇〇〇〇〇に瘦身効果」「〇〇〇〇で認知症の予防」「〇〇〇〇でガン予防」「〇〇〇〇は認知症に効果」等と記載することにより、弊社が供給する本件商品を損取するだけでなく、各種疾病の予防や改善する効果等が期待できるかのように示す表示をしておりました。

弊社は、これらの表示について、景品表示法第四条第二項の規定に基づく消費者庁からの求めに従って、各種資料を提出しましたが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められず、当該商品の取引に関して行った表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであるとの判断を受けました。

本件により、お客様をはじめとして、関係者各位に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫ご申し上げます。

弊社は、今回の措置命令を厳粛に受け止め、再発防止に万全を期すため、社内機構改革を行い、一層の管理体制の強化に努めてまいります所存です。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇山〇夫

謹告／2段×13.2cm

全国版：2,112,000円／東京本社版：1,689,600円／大阪本社版：887,040円

名古屋支社版：242,880円／西部支社版：250,800円／北海道版：137,280円